

広報誌
絆
条例編

羽島市議会議員 **野口よしひろ**



市議会で初となる議員提案による条例を提出!! 「羽島市食の地産地消推進条例」を議員発議!!

平成 28 年 3 月定例会において全会一致で可決

◎「羽島市食の地産地消推進条例」抜粋

(目的)

第 1 条 この条例は、食の地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農畜水産物等の安定した生産及び供給並びに食育との連携を図ることにより、市の特色ある農畜水産業の持続的な発展と地域振興に寄与すること及び健康的で豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条の基本理念に基づき、生産者、消費者及び事業者と連携し、食の地産地消の推進に関する施策を実施するものとする。

(情報の共有及び交流活動)

第 9 条 生産者、消費者、事業者及び市は、相互理解を深め、信頼関係を築き、互いに協力し合い情報の共有化及び交流活動の促進に取り組むものとする。

(担い手の育成及び確保)

第 10 条 市は、担い手の育成及び確保が重要な課題であることを深く認識し、社会の変化に対応できる多様な担い手の育成及び確保に努めるものとする。

(食育の推進)

第 11 条 市は、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるように家庭、学校及び地域等において食育の推進を図るものとする。

2 市は、学校教育において食の地産地消と食育の意義を児童・生徒が正しく理解できるように努め、給食その他の食の提供を行うときは、市内産又は県内産の農産物、畜産物及び水産物並びにこれらを加工した食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(食の地産地消推進体制の整備)

第 12 条 市は、この条例に定める基本理念を実現するため、食の地産地消推進に必要な施策の計画的かつ効果的な取り組みを図るための推進体制を整備するものとする。

2 市は、前項の取り組みを推進するため、食の地産地消推進計画を策定するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○提案理由

羽島市が、地域活力を高めて将来にわたり、持続的に発展を遂げるためには、従来の産業施策に加え、地域を構成する一員である市民、生産者及び事業者の参画を得て、地域産業を振興し、自立した地域づくりを行うことが必要であると考えます。

本条例は、消費者、生産者、事業者、担い手、市がそれぞれの役割・責務を果たしながら、「協働」の精神に基づいた地産地消の取り組みを推進し、将来を担う子ども達に対して、食べることの大切さや知識を学ぶ「食育」についてもお示ししました。

そして「食」を通じた魅力あるまちづくりを推進するためには、市内産業の持続的な発展と農畜水産物等の需要拡大による内発的な地域経済の好循環を目指す指針が必要であり、次代を担う生産者の育成も不可欠であることから、本定例会において「羽島市食の地産地消推進条例」の制定をお願いするものであります。

○今後の取り組み

具体的な地産地消推進施策については、啓発活動や交流活動にも繋がる、六幸市・JAまつり・岐阜県農業フェスティバル等、既存行事を有効的に活用した地産地消の推進を想定しています。

そして6次産業化を見据えた地産地消推進を図るため、「岐阜6次産業化サポートセンター」による研修を実施し、生産者の意識高揚を目指すと共に、本年度から実施される「羽島市地産地消推進事業」に示された「羽島市地産地消推進検討委員会」により、本市における農畜水産の現状に鑑みた地産地消推進に対する施策が協議されます。

公式ホームページのご紹介

「活動報告」を随時更新し「政策提言」では、議会で提言した事項を記載「実績」では政策提言した事項について行政に反映された事項を記載します。

野口よしひろ公式 HP : www.hashima-kizunanomachi.com

野口よしひろで検索!!

野口 佳宏 プロフィール

- 昭和 62 年 羽島市正木町森 誕生（現在 28 歳）
- 平成 15 年 羽島中学校卒業
- 平成 18 年 大同大学大同高校卒業
- 平成 18 年 海上自衛隊入隊
- 平成 20 年 航空自衛隊入隊
- 平成 22 年 衆議院議員 櫻田 義孝 秘書
- 平成 25 年 参議院議員 大野 泰正 秘書
- 平成 27 年 ～はしまモアスポーツ少年団育成会長
- 平成 27 年 ～羽島市議会初当選（産業建設委員）
- 平成 27 年 ～自民党岐阜県連青年局 常任幹事

